

加茂市地域包括支援センター運營業務委託に係る公募型プロポーザル方式審査要項

1. 審査の対象者

本プロポーザル方式の審査対象となる事業者は、参加申込書及び提案書を提出した参加者に限る。なお、参加申込書及び提案書を提出した者が1者の場合でも、本プロポーザル方式の審査は実施する。

2. 審査の方法

- (1) 加茂市が設置した「加茂市地域包括支援センター運營業務委託プロポーザル方式選定委員会」（以下「委員会」という。）が参加者の審査を行う。
- (2) 評価基準（評価項目、配点等）は別紙のとおりとする。
- (3) 審査は、委員会の各委員が、参加者ごとに、評価項目に対して評価点を付与することができる。
- (4) 各委員の評価点から、評価項目ごとに平均値を算出（少数点第一位以下切捨）し、各評価項目の平均値を合算した総得点の最も高い参加者を受託候補者として決定する。

なお、総得点が高点の場合は、「設置の趣意、運営方針及び業務内容」の評価点が高い参加者を受託候補者として決定する。「設置の趣意、運営方針及び業務内容」の評価点が高い場合は、委員長の決するところとする。

- (5) 参加者が1者のみの場合における当該1者、参加者が複数の場合における順位が最上位の者又は契約交渉相手方に選定された者が契約を締結しなかった場合、もしくはその他権利を失った場合における次点者及びそれ以降の者は、次の得点要件を満たしたときに契約交渉相手方として決定する。

3. 審査

- (1) 提案書、ヒアリングによって、審査を実施する。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は審査対象から除外する。
 - ① 事業費の見込額が委託料の上限を超えている場合
 - ② 提案書について、定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
 - ③ 提案書の提案内容に疑義がある場合
 - ④ 参加者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- (3) ヒアリング審査の概要は以下のとおりとする。
 - ① 参加者からの提案書に関する概要説明 約20分
 - ② 委員会から参加者へのヒアリング 約20分
 - ③ 参加者からの出席人数は3人以内とする。

- ④パソコン、液晶プロジェクター等の投影装置の使用は認めない。
- ⑤説明用の追加資料の提示及び配布は認めない。
- (4) ヒアリングの詳細(会場、時間等)については、後日各参加者へ電子メールで通知する。
- (5) 審査結果は、ヒアリングを受けた全ての参加者に通知する。